

社会福祉法人白梅保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、役員に対する報酬等について定めるものである。本規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

(役員業務報酬等)

第2条 上記役員が会議に参加したときは、次により報酬を支払うこととする。

- イ 1会議、参加役員1人につき5,000円を支払う。
- ロ 役員が当園の職員である場合はこれを支払わない。
- ハ 役員の出張に際しては、1日8,000円とし、旅費、宿泊費は別途に実費を支払うものとする。
- ニ 市の指導監査への立会い及び運営状況の指導、または監査の業務にあたった場合は、イの項に従うものとする。
- ホ 報酬は、業務の都度、現金にて支払う。
- ヘ 報酬の各年度の総額は、理事会は300,000円、評議員会は150,000円を限度とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。